

## 日税 マネジメントレポート

今回のテーマ： 節約を考える ～エネルギーと税金～

東日本大震災の影響で、東京電力及び東北電力管内の電力供給量が大幅に減少しました。このため、契約電力 500kw 以上の大口需要者について、15%の節電が強制され、故意に違反した場合には、100万円以下の罰金が課されることとなりました。日常生活でも、節電対策が必須となり、毎日のようにテレビや新聞でも節電対策が報じられています。節電に限らず、環境対策も重要なテーマです。

このような状況の下、6月30日に「現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律」が公布・施行され、これにより、「エネルギー需給構造改革推進投資促進税制」（以下、エネ革税制）の即時償却が、平成24年3月31日まで延長、さらに、「グリーン投資減税」が創設され、国による節電・環境対策の後押しが強化されました。

そこで、今回は節電と環境対策、それによる節税効果について考えてみましょう。

税制優遇措置	内 容	対 象
エネ革税制（指定期間：平成4年4月1日～平成24年3月31日）	基準取得価額の7%相当額の税額控除	中小企業者（*1）と農協等のみ
	普通償却に加え、基準取得価額の30%相当額を限度とする特別償却。ただし平成21年4月1日より平成24年3月31日までの間に取得等をし、その日から1年以内に事業の用に供した日を含む事業年度においては、即時償却。	青色申告法人
グリーン投資減税（指定期間：平成23年6月30日～平成26年3月31日）	基準取得価額の7%相当額の税額控除	中小企業者（*1）と農協等のみ
	基準取得価額の30%特別償却	青色申告法人

\*1 大企業の子会社等を除く資本金1億円以下の法人又は資本・出資を有しない法人のうち従業員数が1,000人以下の法人。個人事業主においては従業員数が1,000人以下のもの。対象設備や税制優遇措置を受ける手続については、経済産業省のホームページで公開されていますので、ご参照ください。<http://www.enecho-shoeneho.jp/#index.html>

ちなみに、資源エネルギー庁総合政策課調査広報室に尋ねたところ、現在最も相談が多いのは、ハイブリッド車の導入についてだそうです。

### お見逃しなく！

エネ革税制とグリーン投資減税では、対象設備が異なっています（例：ハイブリッド車はエネ革税制では適用対象外、グリーン投資減税では適用対象）ので、注意が必要です。なお、エネ革税制とグリーン投資減税の両方の対象となっている設備（例：LED照明設備）を取得した場合、いずれかの税制措置を選択的に受けることとなります。これを機に、現在の苦境を乗り越え、未来の子供たちに美しい地球を残すため、節電・環境対策投資について、税制優遇を絡めて検討してみたいかがでしょうか。